資 料 編

パブリックコメントの実施結果

奈良市では、平成29年6月30日から平成29年7月24日までの間、第3次奈良市地域福祉計画(案)に対する意見募集を行いました。

寄せられた意見の概要と、寄せられた意見についての本市の考え方は次の通りです。

1、意見の提出状況

- (1) 意見の提出件数 9件
- (2) 意見の提出方法 メール 1件、 ファックス 8件

2、意見の概要及び市の考え方

意見の概要	市の考え方
【ひとり親世帯について】	
■様々な状況にある子どもたちが、「決	■子育て家庭のおかれている状況は、それぞれ異なって
してひとりぼっちじゃない」と感じてく	いるため、すべての家庭で子どもが健やかに育つよう、
れる日が来てくれれば嬉しい。これは根	様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実が大切で
気のいる作業だが、世の中の人が「自分	す。子どもにやさしいまちづくりプランなどの個別計画
は、ひとりではない」と感じてくれる社	での「地域福祉」の理念を共有し、第3次地域福祉計画
会になって欲しいと願っている。	では、『支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり』
	の基本理念と、住民の誰もが孤立することがないという
	市民生活の将来像を念頭に置き、みんなが我が事として
	参画し、日々の生活に安心と生きがいを感じ、世代や分
	野を超えて丸ごとつながる社会を実現していくよう努め
	ます。(→P26 参照)
【障害関係について】	
■「障害特性」とはどういうことか。	■障害特性とは、各個人が持っている障害の特徴のこと
(→P2O 参照)	です。心身障害があることで、生きづらさ、暮らしにく
	さに直面している人びとがおられます。生きづらさの解
	消に向け、周りの人たちがその障害の特性を理解し配慮
	していく環境づくりが大事です。
	住民だれもが、互いを認め合い、ともに支えあいなが
	ら自分らしく暮らし続けられる地域をめざしていきま
	す。(→P26 参照)

- ■障害者相談支援について分かりやす く教えてほしい。
- ■障害に関する相談場所がたくさんあればありがたい。

- ■精神障害について教育でも取り入れ てほしい。また地域の人に知ってもらい たい。
- ■精神障害について偏見を持たずに理解してもらうために、保健の教科書でも教えたらよいと思う。
- ■精神障害者に対する個別相談、訪問活動に関して、相談支援の強化方法とマンパワー不足の解消方法を具体的に示してほしい。(→P51参照)
- ■財政上の制約があるとは思うが、現状の制度を維持してもらいたい。

■現在、障害者や家族が相談できる場所としては、市の相談窓口、委託相談支援事業所、民生委員・児童委員や地域の相談員(身体障害者相談員、知的障害者相談員)などがあり、それぞれの機関が連携しながら相談支援を行っています。

また、相談支援の更なる充実に向け、地域自立支援協議会などと引き続き協議を行ってまいります。(→P43 参照)

- ■共生する地域社会の実現に向けて、しみんだよりや市 庁舎内のパネル展示などでの障害に関する啓発のほか、 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶこ とを基本に、児童、生徒、教職員、保護者などを対象と して障害に対する理解が深まるよう努めているところで す。
- ■精神障害者が地域で生活していくためには、障害特性に応じた相談ニーズに適切に対応できるよう専門職の確保及び質の向上が重要であり、継続的な専門職の採用や職員のスキルアップに努めながら相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にすることにより対応していきます。

また、公助で担うべき役割を制度として確立したうえで、行政と地域社会との協働によるサービスの提供や地域住民同士の支えあいなどの基盤整備に取り組んでまいります。

【権利擁護について】

- ■子どもが障害を持っているため、私が いなくなった後のことが心配である。権 利擁護センターのような制度があれば、 ぜひ利用したいので、一日も早くセンタ ーを設置していただきたい。また、市民 を対象に研修会などを開催し、制度につ いて詳しく教えて欲しい。
- 思う。
- ■奈良市においても、認知症の方やひとり暮らし高齢者 の増加が見込まれるなか、意思決定が困難な人への支援 を進めるために成年後見制度の利用促進を図っていきま す。また、成年後見制度の説明については、今後市民の 皆さまへの研修会を開催するなど、説明させていただく 場を設けていきます。

さらに、地域における権利擁護の担い手として期待さ ■市民後見人の考え方は素晴らしいと れる市民後見人を育成し、後見活動をバックアップする 体制を整えるため、出来るだけ早い時期に権利擁護セン ターを設置できるようめざしていきます。(→P47 参照)

【個人情報の保護について】

■災害により地域の避難所に避難した 場合、障害者の個人情報に十分な配慮を お願いしたい。

■個人に関する情報を取り扱うことについては、行政職 員及び民生委員・児童委員において重要な責務であると 考え、高い見識を持って取り組んでおります。また同時 に、情報を取り扱う職員などについては守秘義務も課せ られています。 (→P50 参照)

奈良市地域福祉推進会議規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 奈良市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市地域福祉計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) 奈良市地域福祉計画の進捗に対する検討及び協議に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者を代表する者
- (4) 学識経験を有する者

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 充て職の委員にあっては、当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議の会議(以下、「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
 - 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額9,500円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、福祉政策課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「奈良市地域福祉推進会議」委員名簿

(敬称略)

	役 職 名		委	員	氏	名
市民団体を代表する者	奈良市自治連合会会長(前任:~平成29年5月)		梅	林	聰	介
	奈良市自治連合会会長(後任:平成29年5月~)		大	東		勲
	奈良市万年青年クラブ連合会会長		峠		宏	明
代表す	奈良市PTA連合会会長 (前任:~平成28年6月)		西	村	隆	司
る者	奈良市PTA連合会副会長(後任:平成28年6月~)		小	Ш	泰	=
	奈良商工会議所青年部会長(前任:~平成29年4月)		出	店	孝	規
	奈良商工会議所青年部会長(後任:平成29年4月~)		竹	\blacksquare	孝	宏
市民から	市民公募委員		Ш	出	哲	史
公募した者	市民公募委員		栄			孝
	奈良市民生委員・児童委員協議会連合会副会長(前任:~平成28年12月)		藤	次		32
及び事業者を代表する者社会福祉を目的とする団体	奈良市民生委員・児童委員協議会連合会副会長(後任:平成28年12月~)		原	Ш		満
	奈良市心身障害者•児福祉協会連合会副会長		安	井	清	悟
	奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会代表		市	井	亜	紀
	公益社団法人 認知症の人と家族の会奈良県支部副代表		木	村	秀	子
	奈良市ボランティア連絡協議会会長		\blacksquare	ф	仁	美
	奈良市老人福祉施設連絡協議会会長		秋	吉美	<u></u>	紀
なする者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会事務局長(前任:~平成29年3月)		福	尾	和	子
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会事務局長(後任:平成29年4月~)		高	原	俊	裕
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会評議員		小	西	英	玄
	奈良市地区社会福祉協議会会長会会長	0	吉	岡	正	志
学識経験を	大谷大学教授	0	Ш	下	憲	昭
	元奈良大学講師		Ó	野	幾	世
	奈良市医師会会長		谷	掛	駿	介
	奈良弁護士会		西	村	香	苗

奈良市地域福祉推進会議 開催経緯

~第3次奈良市地域福祉計画策定に向けて~

年度		開催日	議題	
平成28	第1回	平成28年4月18日	1 委員長・副委員長の選任	
年度			2 会議録署名人の指名	
			3 第3次奈良市地域福祉計画位置づけ、方向性	
			4 策定スケジュール	
			5 第2次奈良市地域福祉計画の進捗状況の報告	
			6 安心生活創造推進事業について	
	第2回	平成28年8月24日	1 事務局による各種データの説明	
			2 事務局によるヒアリング調査結果の説明	
			3 配付資料及びヒアリング調査結果の資料をもとに議論	
	第3回	平成28年10月27日	1 事務局による計画の基本目標と重点的な取り組みの説明	
			について	
			2 市役所庁内照会及びアンケートの報告	
			3 今後の予定について	
	第4回	平成29年1月26日	1 事務局による庁内アンケートの報告	
			2 作業部会の開催と庁内体制整備について	
			3 第3次奈良市地域福祉計画(案)について	
	第5回	平成29年3月14日	1 第2次奈良市地域福祉活動計画の検討	
			2 事務連絡	
平成29	第6回	平成29年5月11日	1 第3次奈良市地域福祉計画について	
年度			2 第2次奈良市地域福祉活動計画について	
	第7回	平成29年8月4日	1 第3次奈良市地域福祉計画について	
			(パブリックコメントに対する市の考え方について)	
			2 その他	
		l		

ヒアリング調査実施団体一覧

	Ⅰ一当事者	Ⅱ一支援団体	Ⅲ一行政関係機関
(A) 高齢	・ <u>喜楽会</u> ・ <u>富雄泉ヶ丘いずみの会</u>	・つるまい団地見守りネットワーク会・帝塚山南ゆかり会・近商(KINSHO)学園前店	・ <u>長寿福祉課(予防係・支援係)</u> ・地域包括支援センター(全 11 カ 所)【 <u>平城、二名、登美ヶ丘、富雄</u> 、 若草、三笠、春日・飛鳥、都南、京 西・都跡、伏見、東部】
(B) 障害	 ・奈良脳外傷友の会あすか ・若年認知症家族会朱雀の会 ・一般社団法人SPSラボ若年 ・認知症サポートセンターきずなや ・奈良市手をつなぐ親の会 ・奈良ともしび会 ・高機能自閉症児者の会アスカ ・成人の子どもをもつ親の集い ・「おや♡つ」 	・社会福祉法人青葉仁会 ・障害児通所支援連絡協議会 ・社会福祉法人こぶしの会 ・NPO法人ふぁーちぇ ・社会福祉法人わたぼうしの会	 ・障がい福祉課 ・自立支援協議会(相談支援部会) ・自立支援協議会(子ども部会) ・なら障がい者就業・生活支援センターコンパス ・奈良県発達障害者支援センターでいあ~ ・教育相談課 ・学校教育課(人権教育係)
(A~ B) 高齢 障害	・公益社団法人 認知症の人と家 族の会奈良県支部	 ・とみお診療所 ・NPO法人この指とまれ21 ・グループえん ・帝塚山1・2丁目見守りネット ワーク会 ・ならコープ(本部及びたすけあいの会) ・奈良弁護士会(高齢者障害者相談支援センター) 	・保護第一課(ケースワーカー)・保護第二課(ケースワーカー)
(C) 生活 困窮 ひきこ もり	・ <u>奈良若者自立支援親の会</u>	 フリースペースSAKIWAI 奈良YMCA(ハートハース) 奈良大学臨床心理クリニック ・帝塚山大学心のケアセンター ・NPO法人ほっとねっと ・奈良県臨床心理士会 	 ・青少年・生涯学習課(奈良県) ・保健予防課 ・若者サポートステーションやまと ・奈良若者サポートステーション ・くらしと仕事支援室
(D) 子ども その他	・ <u>富雄団地自治会</u> ・ <u>富雄泉ヶ丘自治会</u>	NPO法人Msねっと(地域子育て支援センターSaya他)北登会NPO法人都南地域教育振興会	・奈良市消費者センター・子育て相談課・奈良市こども発達支援センター・健康増進課(保健師)
(A~ D) すべて		・地区社会福祉協議会(計13か所)【二名、学園三碓、奈良 帝塚山、学園南、富雄、平城西、大宮、大安寺西、大安寺、六条、大柳生、右京、左京】・民生児童委員協議会連合会(西部ブロック、役員会)・地区民生委員児童委員協議会(計4か所)【二名、平城西、登美ヶ丘、東登美ヶ丘】	

[※]_____の団体については、安心生活創造推進事業における「抜け漏れのない実態把握事業」(平成 26 年度)の ー環としてヒアリングを実施。

ヒアリング調査で伺った内容

支援を必要とする対象者

- ・認知症高齢者(初期の認知症・徘徊など)
- ひとり暮らし高齢者(閉じこもり・近隣関係などを拒絶している)
- ・高齢者のみの世帯(老老介護・双方とも要介護状態など)
- ・若年認知症や高次脳機能障害、難病患者、うつ症状のある人
- ・精神障害や発達障害、知的障害などがあり、生活に悩みを抱えた人とその家族
- ・病識のない人、障害受容ができていない人
- ・ニートや閉じこもり、ひきこもりの人とその家族、ひきこもりになるおそれのある人
- ・ひとり親家庭(父子家庭・母子家庭)の保護者や子ども
- いじめや虐待を受けている人
- ・高齢の親と同居のシングルの子どもの世帯
- セルフネグレクト状態にある人
- ・判断能力もあり、何らかの障害も無いが金銭管理できない若い人
- ・各種依存症(ギャンブル、アルコール、リストカッター)に陥っている人
- ・末期がんで、退院後に地域生活をしている人
- ・重度心身障害者、痙攣発作がある人
- ・災害時の避難などに不安があるが名簿掲載の対象とならない人
- ・移動手段がなく外出が困難な人

抜け漏れているものや更に充実を求められる福祉ニーズ

- ・見守り(ひとり暮らし高齢者など、初期の認知症の人、引きこもりの人、近所づきあいを避けて生活する人)
- ・日中の居場所(みんなが気軽に集まれる場所・引きこもりの人が社会参加するためのきっかけをつくる場所)
- ・閉じこもりに対する対応や支援(社会とのつながりを保てるような支援)
- ・日常生活の手伝い(ゴミ出し、電球交換などの家庭内での軽作業、買い物支援、活動や居場所に参加するための移動支援、山間部での移動支援)
- ・受診や通院のための付添い
- ・日常の生活費などの金銭管理・成年後見制度の利用支援・消費者被害の防止
- ・介護疲れからのレスパイトケア**11
- ・仕事を続けていくための支援
- ・年齢や手帳保持などに関係なく、誰もが相談を受けることができる仕組み
- ・支援にかかわる人材や組織のネットワーク
- ・生活困窮などの負の連鎖を断ち切るための援助
- ・育児ノイローゼや育児が不安な母親の友達づくりや子育てアドバイスなどの支援
- ・急な入院が必要になった時の、入院中の身の回りの手助け
- ・産後の母親のための家事支援
- ・子どもの自立心を育む支援
- ・複数の問題を抱える世帯の世帯分離後の高齢者以外の方の支援
- ・一人暮らしや空き家の増加にともなう防犯・防災対策
- ※11 レスパイトケア…介護の必要な高齢者や障害のある方がいる家族へのさまざまな支援。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れなどを防止することが目的で、多くデイサービスやショートスティなどのサービスを指す

背景や要因

- ・体調や病気による変化で近所付き合いが遠ざかる
- ・他人との接触を拒否し、他人を住居に入れたくない
- ・プライドが邪魔をして、退職後に地域との接点をうまく見いだせない
- 誰かに助けてもらいたいと言い出せない
- ・昼間独居により、誰とも話す機会がなく認知症やうつの症状が出てくる
- ・地域行事に誘われても出ていかない
- ・趣味がなく、退職後の生活が設計できていない
- ・独居や高齢者世帯となり家事などが何もできなくなった
- ・就活、就職や転職の失敗により閉じこもりやニートとなった
- ・不登校による社会との隔絶やいじめによる引きこもりになった
- ・病気、うつ症状、認知症の症状、転倒などによるひきこもりや歩行困難になった
- ・近所付き合いが少ないため、外出や近所の人と話をすることがなくなっていった
- ・定期的な見守りによる早期発見など、社会との接点づくりがない
- ・サロンへの参加や行事などの社会参加への誘導を図ることが少ない
- ・地域交流や福祉サービスを利用する意思を持たず、自ら「社会的孤立」を選択する人もいる
- ・公的支援は縦割りや対象制限などが多く、連続した支援が困難である
- 総合相談窓口がない
- ・親が世間体を気にしたり、大ごとにしたくないという思いを持ったりすることから、子どものひきこも りをどこにも相談できず時間が経過してしまうことがある
- ・生活困窮のために社会参加の機会が少なくなると、その家庭で育つ子どもたちにも社会とのかかわりの 希薄さが連鎖することが多い
- ・子どもと同居していても、子ども自身も何らかの生きづらさを抱えているために、親の状況に関心がも てないと思われることもある
- ・制度対応ができるケースでもキーパーソンがおらず利用申請や相談が入らないことがある
- どこに相談したらよいのかわからないため見過ごされている
- ・普通の子育てに関するイメージがない、生まれてくる子に愛着を育む過程が乏しい
- ・市役所や関係機関の稼働時間と、対象者との接点をつくるタイミングがあっていない
- ・民生委員などがニーズの掘り起こしをしても、それをつなぐ先がない
- ・オートロックのマンションなどでは管理会社のみが住人と関わっており、他のかかわりが困難である
- ・引っ越しなどで、現在の住まいの土地勘がない
- ・山間部などで地域に事業所がなく、また遠方のためヘルパーなどが来てもらえない
- ・重度の心身障害があるため、移動手段がなく通いの場(施設など)に行けない
- ・良くも悪くも人間関係が強く、地域内で連携が強いため逆に排他的になっている
- ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行において、障害特性を踏まえたゆるやかな変化ができず、本人の理解が得られない(本人負担も発生)
- ・サービスの量や種類が増加している分、情報過多になり、逆に必要とするサービスへのアクセスが難しくなっている
- ・コミュニケーション能力の欠如があり、人間関係の構築が不得意(就労にも結びつかない)
- ・本人が置かれている状況を正しく認識されていない。また本人の理想に乖離がある

現在の対応

- ・近隣の人による声かけや自治会への加入などの呼びかけ
- ・サークル活動など趣味や余暇活動、地域での行事参加への参加呼びかけ
- ・地域包括支援センターや必要な行政機関への連絡や連携
- ・パソコン指導、インターネット活用による買い物支援や趣味を通じての社会参加の支援
- ・民生委員などへの連絡と引き継ぎの実施
- ・見守る・声かけ・挨拶・話し相手・顔なじみを作るなどの活動
- ・行きつけのスーパー・コンビニなどのお店での立ち話や声かけ、休憩スペースの活用
- ・本人の持っている得意なことや趣味、特技を活かした地域での共同作業への参加
- ・相談援助、社会的資源の紹介、カウンセリングによる心理的サポート、就労支援、学習支援、生活支援、 フリースペース、フリースクールなどの居場所提供など
- ・保健師による定期的な訪問
- ・近所の人が親しい人の家の鍵を預かっている(緊急時の不安解消のため)
- ・婦人会や万青女性部など、古くからのつながりで助け合いがなされている
- ・人権文化センターは相談窓口としての役割も大きい
- ・依存症の人を支える制度はないため地域包括支援センターなどが根気よく関わりながら当事者会へつ ないでいる
- ・警察から、虐待や認知症の疑われるケースについて、地域包括支援センターへの連絡が増えた
- ・障害が疑われるケースであっても、支援員からは障害について切り出せないため、本人のプライドに留 意しながら課題整理を一緒に行い、自らの気づき(自己理解)を促している



必要な支援や仕組み

- ・対象者の日常生活をより快適に過ごすことや安心・安全な生活を提供するため、日常生活におけるゴミ出し サービスなどの家事援助
- ・外出支援のためのバスの運行など交通機関の整備
- ・話し相手などのボランティア活動、民生委員以外の地域のサポーター
- 総合相談窓口とさまざまなつなぎ先とのネットワーク
- ・顔なじみの人をつくる(いざという時にSOSを発信できるためのつながりづくり)
- ・社会福祉協議会や民生委員、自治会・町内会などの地域における福祉関係団体のネットワークによる活動
- ・集える場所や拠点づくり(空き家の利活用も含む)
- ・デイサービスなどの福祉サービスの適正利用
- ・行政窓口への専門職の配置
- ・福祉サービスに関する情報提供と啓発・周知の徹底
- ・認知症の徘徊対応のためのシステム構築
- ・ピアカウンセリング*12などの当事者と同じ目線、視点での対応
- ・必要な専門分野につなぎ、相談できるような身近な「コミュニティソーシャルワーカー*13」の存在
- 自宅以外の敷居の低い居場所と情報提供
- 子どもの送迎などにかかる付添支援
- ・アドバイスを受けるよりもまずは自分の思いを聞いてもらえる場所
- ・段階を踏んで役割を持ちながら社会とつながることができる環境
- ・地域や学校からの声を受けて支援機関につなげる核となる組織
- ・ひきこもり支援者の人材発掘、人材育成の場
- ・発達障害・知的障害を持つ人の療育手帳の申請サポート
- ・学校からの情報をその後の支援へとつなぐシステム
- ・家族支援の場・勉強会
- ・生活困窮家庭の子どもたちへの支援
- ・民間支援団体の力を活用するための仕組みと運営資金サポート
- ・制度や分野の垣根を越えた支援体制
- ・専門職による心理的なサポート
- ・身近な場所での相談支援や外に出ていけない人のためのアウトリーチ*14型の相談支援体制
- ・支援を拒否している人と、継続的に関わり関係性を構築するための組織や体制づくり
- ・相手に合わせて傾聴でき、秘密保持も担保できる聞き手
- ・支援を必要とする人や生活困窮者などの住まいの確保(空き家の利活用も含む)
- ・企業などの就労先への障害のある方の理解の啓発
- ・困難ケースなどに関し、職員自身が相談できる場づくり
- ・重度心身障害者が、家族のサポートがなくても安価で移動支援を受けられる仕組み
- ・緊急時の不安を取り除くための「鍵預かり」の支援
- ・インフォーマルサービスの情報や内容を調整する支援者の存在
- ・事業所利用時間外においてトラブルを起こす軽度の知的障害のある方への対応
- ・成年後見制度の利用支援のシステム化と分野横断的な支援体制の確立
- ・生活支援サービス(有償も可)などの受け皿づくりと、そこへとつなぐ仕組みづくり
- ・市民後見人をはじめ、意思決定支援に携わる人の確保
- ・防災・防犯のための空き家対策の検討
- ・地域での活動に安心で安全に参加することできる移動を支援する仕組み
- ・民間の社会福祉法人などが地域貢献の一環として関わる仕組み
- ※12 ピアカウンセリング… 同じ職業や障害を持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング
- ※13 コミュニティソーシャルワーカー …地域福祉のための専門職の一つ。 略称 CSW。 地域福祉コーディネーターともいう。 地域において要援護者などに対し、見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案する
- ※14 アウトリーチ……本来、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、福祉分野ではインボランタ リークライエント(相談に行かない、行けない自分が困っていると気づいていない方)に対して、援助者が手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと

第3次奈良市地域福祉計画 平成29年度~平成32年度 発行/奈良市 福祉部 福祉政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-5196

FAX 0742-34-5014

 $E \nearrow - \mathcal{V}$ fukushiseisaku@city.nara.lg.jp